

第4節 風害予防対策の推進

本町は台風その他強風により、危険家屋の倒壊及び看板等の飛散等を未然に防止するため、風害予防対策の推進に努めることとし、気象に関する情報及び現状を判断し、次の措置を講ずるものとする。

第1 家屋・工作物対策

1 危険家屋に対する補強対策の指導

危険家屋に対しては、強風のため容易に倒壊しないよう倒壊方向に補強、支柱等を施工するよう指導する。

2 看板、板類の飛散防止対策の指導

強風による看板、板類の飛散防止のため、鉄線等による緊結施工等を指導する。